

岩手県告示第4号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和2年1月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏 名	診療科名	勤務先	所在地	指定年月日
齋藤 匠	外科	岩手県立釜石病院	釜石市	令和元年12月27日
齋木 宏文	小児科	岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町	〃
松下 尚子	循環器内科	岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町	〃
及川 浩平	循環器内科	医療法人社団立正堂医院	北上市	〃
佐々木 航	循環器内科	岩手県立宮古病院	宮古市	〃
及川 龍之介	整形外科	岩手県立胆沢病院	奥州市	〃
永田 恭平	循環器内科	岩手県立釜石病院	釜石市	〃
塩井 義裕	外科	岩手県立千厩病院	一関市	〃